

移動等円滑化取組計画書

2025 年 6 月 26 日

住 所
事業者名
代表者名

千葉県船橋市栄町 1－10－10
京成バス千葉セントラル株式会社
代表取締役社長 原 一彰

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社が運行する乗合バス車両においては、2024 年度においてもノンステップバスの導入を継続したが、2024 年度末時点のノンステップバスの導入率は 77.9%（適用除外を除く）となっている。 前年度に引き続き車両の代替更新時にノンステップバスを導入することで、誰もが利用しやすいバスの整備、バリアフリーガイドラインへの対応を推進していく。
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの導入	・ノンステップバス 14 台導入予定（2025 年度）

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
最新車両の導入	・車両代替時、可能な車両には車椅子 2 台での乗車が可能なバスを導入する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降を円滑に行うための支援	・ 新人乗務員教育により車椅子の乗降時の対応方を習得させる。 ・ 高齢者等に円滑に席を譲っていただくため、臨機応変なマイク活用を行えるようマイク活用研修を行う。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各種表示の改善	・ バス代替時、車外の行先表示器を白色 LED に変更し、視認性向上を図る。 ・ バス車内の停留所名称案内表示のフルカラー化を進める。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育の実施	・ 新人乗務員を対象にした入社時研修の実施 ・ 全乗務員に車いすの乗降時また車いす固定器具の使用方法について定期的に研修を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動及び啓蒙活動の実施	・ 国土交通省が実施する適正利用に係る広報啓発キャンペーン等についての掲示物をバス車内に掲出するとともに、乗務員からもマイクを活用して車内案内等を行うよう教育する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 営業エリア内における自治体や定期販売委託先との情報交換によって、利用者の声を把握し取組改善に反映させる。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
車両	ノンステップバス導入台数の変更	事業再編

V 計画書の公表方法

・ 当社ホームページ上にて公表

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。